

目 次

辞 令	ページ
事務所長の任免について	1

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 4 年 1 月 17 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

令和 3 年 12 月 27 日付け 見附市事務所長を命ずる 稲 田 亮